

セミナーのご案内

I F R S 契約に基づく収益認識への対応・入門

本間合同法律事務所パートナー弁護士・公認会計士

講師 片山 智裕

2014年5月28日、国際財務報告基準（I F R S）15「顧客との契約から生じる収益」が公表され、いよいよこの会計基準の適用に向けて企業の取り組みがスタートしました。I F R Sは、まず金融資本市場に上場する企業から強制適用に移行し、いずれ会社法の計算書類に適用される日本基準もコンバージェンスが進み、非上場企業にも適用されると考えられます。この会計基準は、「契約」という法律概念を導入し、各国の具体的な法規範を適用して契約を識別し、収益を認識する仕組みを構築しています。企業は、これから、財務部門と法務部門が連携し、自社の実情に即したマニュアル作成などの準備が始まりますが、契約実務を担う法務部門も、従来のような法的紛争の予防又は解決だけではなく、収益認識（財務報告）の目的も取り入れて契約内容を見直していく必要があります。

【プログラム】

- I I F R S の最近の動向
 - 1 日本の金融資本市場における I F R S の適用
 - 2 会社法の計算書類に適用される日本基準のコンバージェンス
- II I F R S 「顧客との契約から生じる収益」の概要
 - 1 契約に基づく収益認識の原則
 - 2 資産・負債アプローチ
 - 3 支配の移転
- III 企業の取り組み
 - 1 法律（契約論）の教育研修からマニュアル作成へ
 - 2 収益認識（財務報告）も目的とする契約実務へ
 - 3 財務部門と法務部門の連携